

独立行政法人農畜産業振興機構法

(平成一四年一二月四日法律第一二六号)

- 一、提案理由(平成一四年一一月七日・衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会)
(独立行政法人国民生活センター法(平一四法一二三)の提案理由と一括して掲載)
- 二、衆議院特殊法人等改革に関する特別委員長報告(平成一四年一一月一九日)
(独立行政法人国民生活センター法(平一四法一二三)の委員長報告と一括して掲載)
- 三、参議院農林水産委員長報告(平成一四年一一月二七日)

三浦一水君 ただいま議題となりました六法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

六案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画及び公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画を実施するためのものであり、その概要は、農畜産業振興事業団及び野菜供給安定基金を統合する独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金並びに独立行政法人緑資源機構について、それぞれ、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、独立行政法人農業技術研究機構及び独立行政法人水産総合研究センターについて、生物系特定産業技術研究推進機構及び海洋水産資源開発センター等の業務の承継に伴い、それぞれ、その目的、業務の範囲等に関する事項を改めようとするものであります。

委員会におきましては、六案を一括して議題とし、独立行政法人の運営に対する基本方針、BSE対策における農畜産業振興事業団の評価、新制度移行に伴う農業者年金の効果、大規模林道事業の今後の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、六案について一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して紙理事より反対である旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、六案はいずれも賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議(平成一四年一一月二六日)

政府は、右各法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 特殊法人等の独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が充分発揮されるよう、本法の趣旨を徹底し、その運用に万全を期すること。
- 二 独立行政法人への移行後においても、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど、事務・事業や組織の見直しを行い、法人運営の一層の合理化、効率化と経費の削減に

努めること。

三 独立行政法人の長の選任においては、当該分野に造詣の深い適切な人材を広く内外から起用するよう充分配慮すること。その他の役員の選任についても、同様とすること。

四 独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人及び役員の業務の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、主務大臣は、独立行政法人の役職員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役員と比較ができる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。

五 独立行政法人が所期の成果を挙げるためには、的確で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定することとし、また、公正で客観性のある厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方法には細心の配慮を払うこと。

六 独立行政法人等への移行に当たっては、これまで維持されてきた当該特殊法人等の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。

右決議する。